

第20回千葉市景観総合審議会会議録

1 日 時： 令和6年6月5日(水) 午後2時30分～午後3時20分

2 場 所： 千葉市役所本庁舎 低層棟4階 調停室

3 出席者： (委員)

加藤委員 (WEB参加)、菊竹委員 (WEB参加)、北原委員、栗生委員、小堀委員 (WEB参加)、霜田委員 (WEB参加)、田口委員 (WEB参加)、松浦委員 (WEB参加)、河原委員、佐久間委員、中野委員、吉田委員

(事務局)

石橋都市部長、谷澤都市デザイン室長

4 議 事

議 案

第1号議案 会議録署名人の指名

報告事項

- (1) 令和5年度都市文化賞表彰選考部会の結果について
- (2) 千葉市まちづくりデザイン協議について
- (3) 九都県市が連携して行う広告宣伝車の屋外広告物規制について

5 議事の概要

第1号議案 会長から、菊竹委員が会議録署名人に指名された。

報告事項(1) 事務局から、令和5年度千葉市都市文化賞表彰選考部会の結果について報告した。

報告事項(2) 事務局から、千葉市まちづくりデザイン協議について報告した。

報告事項(3) 事務局から、九都県市が連携して行う広告宣伝車の屋外広告物規制について報告した。

午後 2時30分 開会

【司会】定刻になりましたので、ただいまから、第20回千葉市景観総合審議会を開催いたします。

私は、本日司会を務めさせていただきます、都市計画課都市デザイン室の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

本日、ご出席いただいております委員は、会場にお集まりいただいた方が6名、ウェブでのご出席が6名でございます。

合計で16名中12名ご出席いただいておりますので過半数に達しており、千葉市景観総合審議会設置条例第5条第2項の規定によりまして、本審議会は成立しております。

会議方法ですが、会場及びビデオ会議システム「Zoom」を併用した会議となっております。ウェブでご出席いただいている委員の皆様におかれましては、発言時以外はマイクを切ってください、また、ご発言いただく際は、最初にお名前をお名乗りの上、発言をお願いいたします。

また、音声等不具合が生じた場合は、お知らせ頂ければと思います。

それでは、開会にあたりまして、都市部長の石橋から、ご挨拶を申し上げます。

【石橋部長】都市部長の石橋でございます。

委員の皆様におかれましては、本日は大変お忙しい中、千葉市景観総合審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃から、本市の都市景観、また、屋外広告物行政につきまして、ご指導とご協力を賜っておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

さて、令和3年度からご審議をいただいていた「千葉市景観計画」でございますけれども、令和5年3月24日に審議会でのご承認をいただきまして、昨年9月に改定させていただきました。改めて御礼申し上げます。

さて、本日の審議会でございますけれども、3件のご報告という事で、令和5年度都市文化賞表彰選考部会の結果の他、事務局の方から2件ということでご報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ここで、少し私どもの組織改正についてご案内させていただきます。

元々都市景観と屋外広告物の所管につきましては、昨年度都市政策課の都市景観デザイン室というところで所管しておりました。今年からですね、私ども都市部の都市計画課 都市デザ

イン室ということで、組織が変わりまして、また名称も変わったというところです。組織名から景観という言葉が抜けたのですが、これまでの景観形成というところを含めまして、良好な都市空間の創出を図っていくということで、従前の取組に加えまして、後ほど事務局からご紹介いたしますが、まちづくりデザイン協議制度というものを新たに動かしまして、より実効性のある取り組みを進めていくというところでございます。引き続き皆様にはですね、ご指導、ご鞭撻賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいいたします。

【司会】続きまして、委員の皆様をご紹介させていただきます。

まず初めに、新たに委嘱された委員のご紹介をいたします。関係行政機関の職員として委員となられております、飯島 秀治委員におかれましては、令和6年4月1日より千葉県警察千葉市警察部 総務課長に着任されたため、同日付で委嘱いたしました。本日は都合により欠席されております。

続きまして、本日ご出席の委員の皆さまをご紹介いたします。会場にお越しいただきました委員は、北原会長、栗生委員、佐久間委員、中野委員、吉田委員、河原委員の6名の方でございます。

続きまして、WEB でのご出席は、加藤委員、菊竹委員、小堀委員、霜田委員、田口委員、松浦委員です。

続きまして、資料の確認をいたします。

事前に郵送及びメールにて送付させていただいております、次第、委員名簿、席次表がセットになっている資料です。

次に、第20回景観総合審議会議案資料、参考資料1、2をお配りしております。

次に、千葉市景観総合審議会設置条例、千葉市景観総合審議会運営要領、がセットになっている資料です。

皆さま、不足等はありませんでしょうか。

それでは、今後の進行につきましては、北原会長よろしくお願いいいたします。

【北原会長】皆さんこんにちは。北原です。先ほど部長さんからお話がありましたように、本審議会、都市計画課に里帰りいたしました。なんとなく、ある意味ではそういうことを言うと

差し障りがあるかもしれないですが、我が家に戻ってきたような気がしてほっとしております。

取り組みの対象もより総合的な、報告事項の2番目にありますが、より総合的な視野で、皆さんにご審議いただく事に今後なるかと思えます。よろしくお願いいたします。

まず、議案第1号となっていますが、会議録署名人の指名です。会長が指名する委員となっております。

今回は、菊竹委員にお願いしたいと思えます。よろしいでしょうか。

【菊竹委員】はい。承知いたしました。よろしくお願いいたします。

【北原会長】ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

続いて、報告事項が3件ということで、まず報告事項(1)令和5年度都市文化賞表彰選考部会の結果について、表彰選考部会長の栗生委員からの報告となりますが、まずは事務局から、審査・選考結果の説明をお願いします。

【谷澤室長】はい。都市デザイン室長の谷澤でございます。よろしくお願いいたします。では、座ってご説明させていただきます。

昨年度の千葉市都市文化賞につきまして、都市文化賞表彰選考部会にて、審査、選考を頂いたということで、その結果が報告事項1ということでございます。

続いて、千葉市都市文化賞には、画面中段にございます「景観まちづくり部門」、「景観広告部門」、「建築文化部門」、この3つの部門がございます。それぞれの部門で優れた作品を優秀賞という形で表彰しております。

また、3つの部門を横断して、総合的に評価された作品に対する賞として「グランプリ」というのがあります。それと、今後の活動に期待する作品に対する賞ということで「C-HOPE賞」とかいてありますが、読み方はホープ賞という事なのですが、この賞を設けております。

今回は、文化賞全体として、48件の応募がありまして、ご覧の7件の作品が受賞となっております。

ここからは、各作品についてご説明いたします。

グランプリの「the RECORDS」という作品になります。

こちらは、中央区弁天にございまして、元々築35年のビジネスホテルを再構築した複合商業施設です。施設の名前が表すとおり、かつての建物の記憶を残しつつ、新たな形に再生され

た作品となっております。千葉公園に隣接する立地を活かして、開放的なラウンジ、屋上テラスなどを公園側に開かれるように設け、地域の賑わいにもつながっており、これからまた新たな記憶が刻まれていくものと期待されます。

景観まちづくり部門 優秀賞の「ZOZOSTUDIO」です。

こちらは、稲毛区緑町1丁目にあります ZOZO の本社屋の向かいに建設された新しい社屋です。外観は黒い箱のようになっておりますが、ZOZOTOWN の配送に使用する段ボールの箱をイメージしており、1階にはコーヒースタンドが開店している状況でございます。また、隣接する ZOZO の広場とコーヒースタンドはガラス張りになっておりますが、行き来ができるようになっておりまして、たくさんのお子どもたちや保護者の方が利用する様子が見られ、地域とのつながりを感じられる場所となっております。

続いて、景観まちづくり部門 優秀賞「YohaS アリーナ～本能に、感動を。～、TIPSTAR DOME CHIBA」です。

こちらは、千葉公園内にある総合体育館と競輪場です。写真の左側が競輪場、右側が体育館でございます。両建物とも、曲線を多用するドーム形状とすることで、公園や住宅地への圧迫感を軽減しています。また、建物周囲には周回通路を設けられておりまして、公園と一体的な都市空間が構築されており、千葉公園の賑わい創出につながると期待されます。

こちらは景観広告部門 優秀賞「スタジオ・チッタ」です。

スタジオ・チッタは、住宅事業を展開する設計・施工会社の本社屋になりまして、場所は中央区末広1丁目でございます。本社屋の1階には暮らしにまつわるセレクトショップが入っており、店舗空間が外に滲み出て賑やかな雰囲気演出しています。シンプルですが質の高いサインで統一されており、地域に開かれた企業および店舗の魅力を伝える役割の一端を担っていると評価されました。

変わりがまして、こちらは建築文化部門 優秀賞「幕張豊砂駅」です。

幕張豊砂駅は、昨年3月に開業した JR 京葉線の新駅です。上下線が段違いに配置された地上2層の構造となっております。駅舎の白い大屋根が目目を引くデザインをしておりまして、土木と建築躯体の一体的な計画により、コンコース・ホーム内に柱を設けない、開放的な駅空間になっております。

続いて、建築文化部門 優秀賞「鍋島整形外科新棟」です。

こちらは、中央区松波4丁目にある整形外科の新棟で、こちらはスポーツ整形外科を掲げる診療所です。各階を水平方向に「ずらし」を用いた構造が特徴的で、高さを抑えた軽やかなつくりの建物となっています。また、2階外観には、断熱性と採光性に優れた不透明のパネルを使用し、中にいる人の様子がぼんやりと外側へ伝わり、夜には明かりを提供するなど、住宅街に溶け込むデザインとなっています。

続いて、ホープ賞の「手づくり公園まさごの会」です。

手づくり公園まさごの会は、美浜区真砂5丁目にある「手づくり公園まさご」にて活動されている団体です。平成25年の初期整備から現在まで、地域の人々によって維持管理・運営がされており、時にはイベントも開催したりと、地域の交流の場となっています。今後も活動が継続されることを期待してホープ賞に選出されました。

最後の写真は、本年2月10日に開催されました「千葉市都市文化賞フォーラム2023」の写真です。こちらは千葉市生涯学習センターの入り口のところで記念写真を撮った模様でございます。受賞された皆さんからは、たくさんの喜びの声を頂きました。

事務局からの説明は以上でございます。

【北原会長】ありがとうございます。

ただいまの事項について、表彰選考部会長の栗生委員から、補足がありましたらお願いします。

【栗生委員】今の谷澤都市デザイン室長のご説明で十分お分かりかと思えますけれども、この都市文化賞という名前は、地方自治体では千葉市だけなのですね。都市美文化賞というのはあるのですが、都市文化というスケールの大きい賞というのは他にはない。誇るべきだと私は思っています。

というのは、多分都市文化とはなかなか定義が難しいというのですかね。何を都市と呼ぶか、何を文化と呼ぶかというあたりが毎年審査委員会で議論になります。応募された作品を読み解きながら、都市文化とはこういうことではないかということが議論される、これは多分答えがでない。人によっても違うし、時代によっても違うし、色々な条件によっても都市文化とは何かという正解というのはない。多分問い続けるために、この審査会があるのだろうし、応募さ

れる方々もこれこそ都市文化だということを自ら発信するという得難い機会になっているという風に私は思っています。

毎回、応募作品に大変刺激を受けるわけですね。今回のグランプリにしても、今までのリノベーションとか、あるいは中の機能を変えて使う増改築みたいな話だけではなくて、何か都市に対する働きかけみたいなものが随所にみられる。周辺の公園とのつながり、あるいは近所とのつながり、これは拓匠さんという地元の企業で毎年応募されて、常連と言ったら常連ですよ。それこそ地域の文化に対して様々な提案をされている。建築としても見事ですし、広告部門でも評価されますし、あるいは周辺環境との溶け込みというような意味合い、サイン関係に関しても大変見事な提案になって、そういう意味で3部門に渡って評価できるというようなことでグランプリという風にいたしました。

それから ZOZO、これも前々回でしょうか、グランプリを獲られた本社ビル、オフィスですね。これはオフィスが丸見えといいますかね、道路とレベルが揃っていて、透明なガラス越しに中のオフィスで働いている人たちが良く見えるという意味で大変評価されたといいますか、都市と一体となったオフィスというのはなかなか見れないといいますか、普通は壁の中で窓はありますけれども、都市と一体となったオフィスというのはなかなか見れない。今回は、その道路を挟んだ反対側にカフェを含んだ物流拠点的なものを計画されて、これも市民に開かれておりますし、前から計画されていたその前の公園も市民のための公園として開かれているというような意味で、千葉市に大変貢献しているのではないかとということで評価を受けています。

そんなわけで、この都市文化賞というものはできるだけ繋げていく、過去の表彰されたものをどういう形で再評価するか、あるいは評価の軸がどんどん変わってくるからこそ、我々は見定めていくべきだろうという風に思います。

それから最後に、ホープ賞というのがありますよね。これは2年目なのですね、まだ新しい賞で。これも多分こういう賞は他の自治体にはないのではないかなということで、千葉市はぜひ誇りにすべきだと思うのです。つまり賞というのは、ノーベル賞でもそうですし、オリンピックでもそうなのですけれども、ある業績を上げる、トップになるといいますか、そういう結果に対して賞を与えるというのが一般的ですけれども、これはまだ作品としては粗削りであってまだ十分にこなしかれていないといいますか、成果として見るべきものがまだ十分ではな

いというようなものに対しても、やはり将来これを育てていこうと地域が逆にこういう活動を支援する、後押しする、背中を押すというような意味でこのホープ賞は、私は1つの都市文化の在り方かなと。それを率先して千葉市が進めていくというのは、当然やっている方々は地元で地道に活動されている方々で、さっき言いました地元の企業であるとか、行政が率先してやるということではなくて、地元の方々が自らの鋭意で繋げてきて、少しずつ少しずつ環境を自分のものにしていくといいますか、市民のものにしていくというような、そういうものがこのホープ賞という形で評価されるというのは重要なことだと思っています。

そんな意味で、今後も都市文化賞、あるいはホープ賞というものを千葉市の誇りとして継続されていくということを、ぜひお願いしたいなという風に思います。以上です。

【北原会長】はい。どうもありがとうございます。

委員のみなさんからご質問等がありましたら、お願いします。はい。それではどうもありがとうございました。表彰選考部会の皆さん、また今年度もよろしくお願いします。

それでは続いて、報告事項（2）ということで、事務局から、説明をお願いします。

【谷澤室長】都市デザイン室の谷澤です。よろしくお願いします。

報告事項（2）としまして、「千葉市まちづくりデザイン協議」通称、ちば・まち・デザイン協議という名前を付けさせていただいたのですが、これは建築や開発行為に係る事前協議の制度、都市デザイン調整を行う制度ということで、今年の2月1日から運用を開始させていただきました。今日はその中身をざっくりですけれどもご報告させていただきたいと思います。

画面に映しております「ちば・まち・ビジョン」というこれは、都市計画審議会でご審議いただいたものですが、都市計画の区域マスタープランですとか、都市計画マスタープランというものをまとめてつくりました計画なのですが、これを昨年9月に策定しておりまして、都市づくり・まちづくりの基本的な方針ということでまとめたもので、この中にデザイン調整というものの位置づけがございます。このビジョンでは、公共施設整備や民間都市開発などにあたっては、都市の生い立ちや地域の資源などを読み解き、市民のライフスタイルなどから見た「目指すべき都市の姿」を企画立案し、地域にふさわしいデザインを検討していくことが必要としています。

この都市デザインの調整は、下段にございますとおり、民間施設と公共施設のそれぞれを誘

導する必要があるのですが、今回ご紹介しております「ちば・まち・デザイン協議」は民間施設を対象とする制度ということで運用開始しております。

ちなみに、公共施設については、従来から公共施設景観デザインガイドラインというものがあったのですが、こちらをちば・まち・ビジョンの改正に合わせて見直しをしております、併せて運用することとしております。

続いて、ちば・まち・デザイン協議とは、ということで、今も少しご紹介してしまいましたが、もう少し詳しくご説明したいと思います。

先ほどのとおりで、都市づくり・まちづくりの基本的な方針を定めまして、ちば・まち・ビジョンやこの審議会でご審議いただいた千葉市景観計画等を踏まえまして、千葉市ならではのウォークアブル、リバブル、サステナブルな美しく心地よい都市の実現を図るため、まちづくりに大きな効果や影響を与える事業における建築物の配置や規模、用途、形態、意匠等に関して、計画や設計が確定する前のできるだけ早い段階から協議、配慮を求めるものということで定義をさせていただいております。

続きまして、こういった協議をするのかという、協議の内容を示した表になってございます。協議は計画段階と設計段階ということで、それぞれ必要な段階で、計画地の歴史、自然環境、周辺の街並みなど地域特性を考慮した事業となるように、市と事業者間で協議を行うというものです。

まず、計画段階ですが、構想・計画・基本設計を行う段階で、建築物の配置や規模、用途等の調整を行います。

続いて、設計段階は、設計が大体固まった詳細設計を行う段階で、建築物の形態や意匠、色彩、外構といったところの調整を行っていくという事になっております、こちらの設計段階は、景観法に基づく届出の事前協議のような位置づけになってございます。

景観法の届出は行為着手の30日前までに提出するというので、これは従来運用してきたものなのですが、30日前というと大体ものが決まっているという話になるかと思っておりますので、この段階では、協議内容を設計に反映できる内容が限定的なところがありますので、今回ちば・まち・デザイン協議というのはより早い段階から協議を開始できるようにと、仕組みとして作らせていただいたということでございます。

続いて、ではその対象は何かというところが、こちらの表になっております。

この表を見ると、左の列が協議対象行為ということで書いてございます。右側が協議段階、先ほど申し上げた、計画と設計ということになっておりまして、上から①②③④となっておりますが、計画段階から協議を求める行為というのは①、②となっております、まず①の千葉都心における建築物の新築又は増築ということで、これは千葉都心を対象にしたものということが計画段階協議の対象となっております。続いて②の土地利用制限の緩和や補助事業の活用が考えられる場合に、こちらも対象になってくるということになっておりまして、この計画段階の協議というのは、基本計画、基本設計に反映が可能な時期まで、要は設計を企画したりとか、ものが完全に固まる前の段階に協議をしていただくというようなものになります。

続いて、設計段階の協議ですけれども、表でいうと③④ということになるのですが、この協議の時期は、先ほど景観法の届出は30日前までと申しましたが、この設計段階の協議は行為着手の90日前、かつ設計変更が可能な時期までとしています。

30日と比べれば2月分くらい前倒しになるということで、そのくらい前になればまだ調整することが増えるだろうということで、行為着手の丸々3か月前に設定をさせていただいたというところがございます。

③、④は景観法の届出対象規模と同じ内容になります。これらの規模に該当するものの内、欄外に米印で書いてあるのですが、「ちば・まち・ビジョン」の要所となる9つのエリアに関わるものに限るということで、このものについて実際には協議をしていくということになります。

先ほどのちば・まち・ビジョンにそれぞれのエリアの特徴というのを示しておりまして、それに基づいて、どういったものにしていけば良いかという形で協議をしていくというものになってございます。

先ほど千葉都心とか、9つのツボという話をさせていただいたのですが、それがどこかというのを示したものです。先ほどの協議対象行為①における千葉都心は、赤枠に囲まれた千葉駅を中心としたエリアになっているのですが、この範囲は都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域に指定されている千葉駅周辺地域を指しているということで、いわゆる千葉都心の一番中心となる部分を対象としているということになってございます。

続いて、先ほど③、④で対象としているとご説明いたしました、9つのエリアになりますが、右下に千葉市全体の地図が載っているのですが、この色のついた範囲が協議対象のエリアと設定させていただいているというところでございます。

続いて、今度はこういった手順で協議を進めていくかということになってまいります。

こちらのフローは左から右に向かって時間軸が流れていくというような形になっておりまして、左側が先ほど説明した計画段階、真ん中あたりが設計段階ということになってくるのですが、どちらも赤枠で囲んだところがあるのですが、「景観まちづくりアドバイザーの意見聴取」ということで書かせていただいているのですが、調整事項の決定に当たっては必要に応じて、アドバイザーにご相談をさせていただくということで考えております。これは、今までの景観の届出の時も同じようにはやっていたのですが、こちらでも市の判断だけではなくて、専門家の方のご意見を聞きながらやっていくというところで考えております。

このちば・まち・デザイン協議が終了しましたら、先ほど30日前と言っていた景観法に基づく届出手続きに進んでいただくという形になってございます。

今回の制度運用に際しまして、「景観まちづくりアドバイザー要綱」というものがございまして、アドバイザーの業務として、景観法の届出の部分だけではなくて、この部分も職務として追加させていただいておりますので、併せてご報告させていただきます。

今後、計画段階協議の実施事例等がございましたら、改めてご報告させていただければと考えております。雑駁な説明になりましたが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

【北原会長】はい。どうもありがとうございました。

今いただいたご説明について、質問等がありましたら、お願いします。特にございませんか。

はい。それでは、続いて報告事項（3）について、事務局から、説明をお願いします。

【谷澤室長】都市デザイン室の谷澤でございます。よろしくお願いいたします。

報告事項3つ目としまして「九都県市が連携して行う広告宣伝車の屋外広告物規制について」ということでご報告をさせていただきます。

都市部の繁華街では、都県境を越えて行き来する広告宣伝車、よくアドトラックという言い方をしますが、そういった車が派手な色遣いや過度な発光を伴って走行しているという現状がございまして、そういったものが、良好な景観を損なうことに加えて、交通事故を引き起こ

す懸念があります。

こういった状況を踏まえて、昨年度、令和5年度の九都県市首脳会議、関東の9都県市が集まって市長や知事が集まる会議があるのですが、その場で東京都様の方から提案がありまして、そこで「広告宣伝車への屋外広告物規制に関する検討会」が設置されましたので、そこに千葉市も参加しまして、検討会の成果がまとまりましたので、その内容についてご報告させていただきます。

今申し上げた広告宣伝車とはどういったものかというところをまずご紹介したいと思うのですが、国の通達で「自動車の用途等の区分について」というものが出ていますのでけれども、その定義によりますと、広告宣伝車は特種用途自動車、8ナンバーということになるようなのですが、その一種であり、映像により放送宣伝を行う自動車「放送宣伝車」に分類されます。

今回提案された東京都では、ご覧になった事があるのではないかと思うのですが、画像のような広告宣伝車が周回走行していると、ぐるぐると街中を回っているということで、交通安全面や音・光などについて、住民からの苦情が寄せられている状況でした。

そんな中で、九都県市として取り組んできたということなのではございますけれども、第83回九都県市首脳会議というものが昨年の4月に開催されたのですが、そこで東京都様の方から「広告宣伝車の課題について整理し、規制のあり方について検討するため、九都県市首脳会議での検討会の設置」が提案されたということでございます。

その背景としましては、自動車の車体利用広告の規制方法については、多くの自治体で、自動車の車両登録地、要はナンバーをどこで発行したかということになるのですが、その自治体の条例規制が適用されると、千葉ナンバーであれば千葉、どこを走っていても千葉の規定が適用されるということなのではございますけれども、そういった状況であるため、車両登録地の区域外の自治体の基準に適合していない場合であっても、走行が可能となっているという状況があるということで、先ほどの通りで千葉ナンバーの車が東京に行っても千葉の規制を受けるというような形になっております。

このような状況を踏まえて、広告宣伝車については、繁華街を抱える大都市に共通する課題であり、都市の良好な景観形成や公衆に対する危害を防止するためには、九都県市一体のエリアで連携して対策を講じる必要があったことから、検討会において、令和5年6月から6回に

わたり議論をさせていただきまして、対策がまとまったところになってございます。

検討会の成果については、今年の4月に開催された第85回首脳会議にて、書面での報告だったのですが、報告させてもらって、最終的には先月、5月15日に、九都県市合同で記者発表を実施したということでございます。

検討会の成果として、決まったものとしましては「屋外広告物条例や制度の普及啓発活動の実施」ということで、そういったチラシを作ったり、「国への要望」これは運輸局の方になりますけれども、そちらの方へ要望を行うと、いうことになりましたので、それぞれご紹介させていただきたいと思います。

まず、1つ目の検討会の成果ということで、「屋外広告物条例や制度の普及啓発活動の実施」という部分ですけれども、東京都の方で実態調査やヒアリング調査を行いまして、その結果として、屋外広告物条例の規制内容については事業者がそもそも認知できていない状況が確認されたということがございました。規制があるのだけれども、それを知らないといった状況がありましたので、広告宣伝車事業者等に対して、屋外広告物条例や関係法令の遵守、デザインへの配慮等に関する周知を九都県市が合同で行うということになったということです。

「普及啓発チラシ」は、お手元にも参考資料1としてお配りしているので、後ほどご覧いただければと思います。

続いて、もう1点の「国への要望」という部分なのですが、屋外広告物条例の規制内容が十分認識されていないということだけでなく、広告宣伝車で使用されている灯火装置、光る部分ですね、それというのが「道路運送車両の保安基準」というものがございまして、事業者が十分認知できていなかった状況も確認されたと、車両そのものの基準というものも認知されていない部分もあったということで、東京都が九都県市を代表して、国土交通省に要望を行いました。

広告宣伝車には、荷台にLEDビジョンを搭載したものも見受けられますが、これらのLEDビジョンは、自動車に備える灯火の基準を超過している可能性が高いという風に考えられることから、こうした基準の遵守に関しまして、自動車検査、車検などの機会を通じて車両の所有者、使用者への普及啓発等をお願いしたいということで国の方に要望を行っております。

これに関する資料も参考資料2ということでお手元に「要望書」をお付けしているのですが、

ここでは割愛させていただきたいと思います。

こういったことで、2つの対応をやってきたのですが、千葉市として今後どうするのかというところも最後ご紹介させていただきます。

千葉市としては、千葉市屋外広告物条例の中では、広告宣伝車は適用除外ということで、審査の対象にはなっていないという状況でございます。

実際にこういった車が千葉市内に走っているのかというところなのですが、現在のところ、多少走っていることは確認されているのですけれども、すごく少ないといったような状況がございまして、そこまで深刻な問題には至っていないことから、条例の改正等は必要ないという風に考えております。そういった状況の中で、九都県市共同の啓発活動には協力していこうといったところがスタンスでございます。

ちなみに、今回の提案を行った東京都ですが、先ほど車両が登録されたところの条例が適用されるという話だったのですが、今回東京都では、条例の規則改正を行いまして、都外登録車であっても都内を走行する場合には許可を要するというのを今年の3月に改正して、6月30日から施行するということなのですが、そういったことをやられています。

ちなみに、千葉市も同じなのですが、あとの8自治体については、今のところ何かしらの改正をするという動きはないといったところが現状です。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

【北原会長】はい。どうもありがとうございました。委員の皆さんから質問等がありましたら、お願いします。はい。菊竹委員の手が挙げられたかと思いますが、お願いします。

【菊竹委員】はい。菊竹です。2つほど、質問をさせていただきます。

九都県市が1つの啓発活動として、広告宣伝車の屋外広告物規制をしていくということで、ご説明いただいた内容になんら異議はないのですけれども、それでは、条例違反があった場合、どのようなことになるのか、少し教えていただきたいのが1点目です。

2点目は、今回の規制が右翼団体の街宣車にも適用することに恐らくなろうかと思うので、それについても違反があった場合どういう風になるのかについて、少し教えていただければと思います。

【北原会長】事務局お願いします。

【事務局】まず、条例違反という件なのですけれども、千葉市の場合は広告宣伝車自体が何か基準を設けて許可を受けなければならないという対象から外れているというところになりますので、そういったところの違反ということにはならないのですけれども、東京都様の場合については、走行地主義という事もありますし、千葉市の方でも広告宣伝車についてこういう条例の規制がありますということをチラシですとか、ホームページ等で周知して行って、何か問い合わせがあった際は、東京都の場合は走行地主義ということなので、東京都様の方で条例の手続きが必要ですか、そういったご案内をしていこうと考えております。

右翼団体の規制については、こういったナンバーで運輸局の方で登録をしているかというところも確認がまだ出来ていないので、こういった対応をするかというのは、今ご指摘いただきましたので、今後運輸局の方とも情報等確認しながら、こういったことができるのかというのを検討していきたいと考えております。以上となります。

【北原会長】東京都で違反した場合の罰則とかそういうのは把握していますか。

【事務局】東京都の条例については、走行地主義になったというところは把握しているのですが、罰則のところは把握しきれていないところがございまして、審議会終了後に確認させていただいて、この点については、皆さんにご報告をさせていただきます。

【北原会長】はい。菊竹委員お願いします。

【菊竹委員】千葉市としては屋外広告物条例で広告宣伝車は適用除外としているという事なのですけれども、せっかく九都県市が連携して行うということになりますと、千葉市としても今後この広告宣伝車をどう扱っていくか、屋外広告物条例の中でどう扱っていくかということは、当然検討していかなくはいけない内容になってくるのかと思うのですが、今後のことについてはどのようにお考えでしょうか。

【北原会長】事務局お願いします。

【事務局】今後なのですけれども、まず千葉市の方で広告宣伝車がどのくらい走っているかというところをまだ実態調査というのをしていないという状況にございます。それと市民の方々がどのように広告宣伝車を捉えているかということも把握できていない状況ですので、まずはウェブアンケート等で市民の意識調査というものを行いながら、現場の状況等も確認しながら、今後条例改正だとかそういったことについて検討していきたいと考えております。

【北原会長】 菊竹委員、よろしいでしょうか。

【菊竹委員】 はい。せっかく首都圏が一丸となってこういうことを考えていきましょうと言っておられるので、千葉市がその抜け穴になってしまわないように、ぜひ前向きにご検討いただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。以上です。

【北原会長】 はい。どうもありがとうございます。実態把握からぜひ取り組んでいただければと思います。よろしく願いします。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項3件終わりました。熱心にご参加いただきましてありがとうございます。それでは、これで進行を司会にお返しします。

【司会】 委員の皆様、本日はありがとうございました。これを持ちまして、第20回千葉市景観総合審議会を閉会いたします。北原会長、委員の皆様、ありがとうございました。

この後、休憩をはさみまして、3時30分から令和6年度第1回千葉市都市文化賞表彰選考部会を開催したいと考えております。

皆様お疲れのところ申し訳ございませんが、千葉市都市文化賞表彰選考部会の委員の皆様は引き続きよろしく願いいたします。

－ 以上 －

午後3時20分 閉会